

29 建企第 257 号  
平成 29 年 7 月 21 日

(一社) 長崎県建設業協会長  
(一社) 長崎県中小建設業協会長  
(一社) 長崎県造園建設業協会長  
(一社) 長崎県ほ装協会長  
(一社) 長崎県工務店連合会長  
(一社) 長崎県管工事協会長  
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会長  
(一社) 長崎県斜面安定技術協会長  
(一社) 長崎県のり面協会長  
(一社) 長崎県空調衛生設備業協会長  
(一社) 長崎県建造物解体工業会長  
長崎県建設工業協同組合長  
長崎県電気工事業工業組合長  
長崎電気設備協同組合長  
長崎県管工事業協同組合連合会長  
長崎県漁場整備開発協会長  
長崎県造船協同組合長

様

土 木 部 長

長崎県土木部が所管する類似工事の取扱いに係る運用の改正について

このことについて、下記のとおり改正したので通知します。

#### 記

##### 1 改正の理由

「不適格」としていた取扱表記を「類似落札済」に改める。

##### 2 適用

平成 29 年 7 月 21 日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

「長崎県土木部が所管する類似工事の取扱いに係る  
運用の改正について」の留意事項

- 1 電子入札システムは現在改修中であるため、当面、電子入札システム上においては、類似工事の「類似落札済」は「不適合」と表示されます。
- 2 改修の終了については、長崎県建設工事電子入札ホームページ上でお知らせします。